

愛衛協 組合ニュース

愛衛協 30-5 号
平成 30 年 12 月 14 日

愛知県環境部が作成した浄化槽に関するチラシ

「浄化槽の維持管理」及び「合併浄化層への転換」の 2 種類の啓発チラシを愛知県環境部が作成し、浄化槽保守点検業登録業者に配布されたところです。県環境部からこのチラシを浄化槽清掃業務の的確な推進に活用されるならばと提供を受けました。(次ページに見本がございます。)

つきましては、希望される組合員の皆様に「浄化槽の維持管理」については、一業者 300 枚を上限として、「合併浄化槽への転換」については 150 枚を上限として送付させていただきます。

申込書に、送付先住所、組合員名、希望枚数を記入の上、FAX(052-241-6793)で、お申し込み下さい。

愛知県衛生事業協同組合 行 (FAX 052-241-6793)

申込書

組合員名	
送付先	
「浄化槽の維持管理」 上限 300 枚	
「合併浄化槽への転換」 上限 150 枚	

浄化槽！ ちゃんと管理 しな いかんよ！



浄化槽を維持管理するには、**3**つの法的義務があります

1 保守点検

装置や機械の点検・調整・修理、消毒剤の補充等を行います。

2 清掃

浄化槽にたまった汚泥等を引き抜き、附属装置や機械類を洗浄します。

3 法定検査

浄化槽が適正に維持管理されているかどうか、水質等に関する検査をします。



きれいで、豊かな水環境を守るために

汚れの大きな原因は「生活雑排水」です！

川・海の汚れの原因は、工場や農業・畜産からの産業排水のほか、私たちの日常生活からの生活排水があります。水の汚れは、かつては工場排水が一番の原因でしたが、工場の排水対策が進んだ今日では、生活排水が一番の原因となっています。さらに、家庭から出る排水のうち、約7割は生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）が占めています。つまり、きれいな水環境を守るためには、生活雑排水の対策が重要です。

単独処理浄化槽では、生活雑排水は処理できません！



法定検査

保守点検や清掃が適正に実施されているか判断するための検査です。知事の指定した検査機関が検査を行います。

年1回

清掃
浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。市町村長の許可を受けた清掃業者に委託します。



年1回

浄化槽の3つの義務

保守点検

浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・修理、消毒剤の補充等を行います。知事の登録を受けた保守点検業者に委託することができます。



年3回以上
(個人宅)

注意

「法定検査を受けなくてもよい」という業者は悪質な業者です！



浄化槽を使用する人は気を付けましょう！

●殺虫剤、洗剤、防霉剤は使いたくない。
●油類、紙おむつ、衛生用品等は流さない。
●通気口をふさがない。
●旅行中の不在時も浄化槽ポンプの電源を切らない。
●浄化槽の上に浄化槽の機体をかけるような荷重をかけない。

- 毎年、浄化槽の保守点検を年3回以上（個人宅の場合）と清掃（年1回）を行い、その記録を3年間保存しなければなりません。
- 指定検査機関の行う水質に関する検査（年1回）を受けなければなりません。なお、これら浄化槽法の規定に違反すると罰則を受けることがあります。

このリーフレットをお届けしたのは
愛知県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者です。

発行：愛知県水大気環境課生活環境地盤対策室

2018.10版

単独処理浄化槽から 合併浄化槽へ 転換 しまいい！



平成13年4月1日から浄化槽法の改正により、「合併処理浄化槽」の設置が義務づけられています。

- 単独処理浄化槽は、トイレの排水しか処理できません。台所や風呂場等からの排水は処理しません。
- 合併浄化槽では、側溝へ流す排水はすべて処理されていますので、悪臭や害虫の発生も抑えられ、生活環境も良くなります。



きれいで、豊かな水環境を守るために

汚れの大きな原因は「生活雑排水」です！

川・海の汚れの原因は、工場や農業・畜産からの産業排水のほか、私たちの日常生活からの生活排水があります。水の汚れは、かつては工場排水が一番の原因でしたが、工場の排水対策が進んだ今日では、生活排水が一番の原因となっています。さらに、家庭から出る排水のうち、約7割は生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）が占めています。つまり、きれいな水環境を守るためには、生活雑排水の対策が重要です。

合併処理浄化槽なら生活雑排水も処理します

[[川や海へ流れ出る汚れの量(1人1日あたりの量・800)]



単独処理浄化槽（みなし浄化槽）はトイレからの排水（し尿）のみを処理する浄化槽です。生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）は処理できません。しかし、合併処理浄化槽なら生活雑排水もあわせて処理できるようになります。

浄化槽法では、単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換に努めることとされています。

※平成13年以降、単独処理浄化槽の新設は禁止です。

浄化槽設置補助金を活用しましょう

国・県・市により浄化槽設置に係る補助金を設けています（一部、市町村では実施していません）。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換においては、補助内容を強化している場合もあります。詳しくは、お住いの市町村の環境部、または下水道部局にお問い合わせください。

- 毎年、浄化槽の保守点検を年3回以上（個人宅の場合）と清掃（年1回）を行い、その記録を3年間保存しなければなりません。
- 指定検査機関の行う水質に関する検査（年1回）を受けなければなりません。なお、これら浄化槽法の規定に違反すると罰則を受けることがあります。

このリーフレットをお届けしたのは
愛知県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者です。

発行：愛知県水大気環境課生活環境地盤対策室

2018.10版

新年名刺交換会のご案内

既にご案内しておりますが、平成 31 年の新春を迎えるにあたり、恒例の新年名刺交換会を下記の要領にて開催致します。

ご多忙のことと存じますが、万障繰り合わせのうえ、是非ともご出席を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 日時 平成 31 年 1 月 17 日 (木) 17 : 00 開会

1. 会場 名古屋東急ホテル 4F 雅の間

1. 会費 1 名様につき 10,000 円

※ 立食パーティ形式で懇親会を行います。

※ 当日のキャンセルは、会費 10,000 円を後日請求させて頂きます。

※ 出欠はがきのご提出のまだの方は早急にご返信下さい。

以上

平成 30 年度愛知県災害廃棄物処理図上演習への参加について

《概要》

県、市町村、民間事業者団体等の関係職員が一堂に会し、発災後に発生する事態や各主体が実施すべき業務を、作成したシナリオに基づき、ロールプレイング形式でシミュレーションする演習を実施

《参加者》

- ・ 国（中部地方環境事務所）
- ・ 県（環境部、防災局、県民事務所等）
- ・ 県内市町村（一般廃棄物所管部局）、一部事務組合（ごみ処理・し尿処理）
- ・ 民間事業者団体（愛知県衛生事業協同組合、（一社）愛知県産業廃棄物協会、（一社）愛知県環境測定分析協会）

《開催日時》

第 1 回	平成 31 年 1 月 28 日（月）	10 時～17 時	西三河総合庁舎	10F
第 2 回	平成 31 年 1 月 29 日（火）	10 時～17 時	東三河総合庁舎	2F
第 3 回	平成 31 年 2 月 6 日（水）	10 時～17 時	三の丸庁舎	8F

関係地域の支部へ事務局から連絡致しますので、年明けのご多忙の中ですが、参加にご協力をお願い致します。



事務局からのお知らせ

☆年末年始休業

平成 30 年 12 月 28 日（金）～平成 31 年 1 月 6 日（日）までお休みをいただきます。

組合員の皆様にはご不便をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-3-26（昭和ビル 5F）

TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693